

熊本市事業承継者に対する利子補給要綱

制定 平成30年 3月29日市長決裁

改正 令和 4年 7月21日商業金融課長決裁

令和 6年 4月18日商業金融課長決裁

令和 7年 3月27日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、事業者の経営資源の有効活用を支援し、もって本市経済の活性化と活力の維持のため、本市で営む事業を承継する者（以下「事業承継者」という。）に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付することにより、当該事業承継者の金融経費を軽減し、経営の安定を図ることを目的とする。

(利子補給金の交付の対象)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者は、熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度又は熊本市中小企業創業サポート資金融資制度（以下「対象融資」という。）により融資を受けた者のうち、次の各号の要件を全て満たす者とする。ただし、利子補給金の交付の対象となる者であっても、対象融資を承継する事業以外へ使用した者及び対象融資について熊本県信用保証協会により代位弁済が行われた者に対しては、交付しない。

- (1) 別表1に定める機関（以下「支援機関」という。）において事業承継に関する支援を受けた者
- (2) 熊本市内の事業所（店舗）を有機的一体に事業承継する予定の者又は事業承継後1年以内の者
- (3) 融資申込時において、取扱金融機関に熊本市中小企業信用保証料補給要綱（以下、「保証料補給要綱」という。）第6条に規定する書類を提出し、市長の認定を受けた者
- (4) 融資の実行日から本補助金の請求日において、承継した事業を市内で継続して営んでおり、次のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 個人事業主においては、本市に住民登録をしていること。

イ 法人においては、本市に本店登記をしていること。

ウ 融資実行後に住民登録を市外に異動した個人事業主においては、確定申告書や営業許可証等により市内で事業を営んでいることが確認できること。

エ 融資実行後に本店所在地を市外に移転した法人においては、本市の法人市民税の納税義務者であること。

(交付の制限)

第3条 この要綱に基づく利子補給金は、1者につき対象融資による借入金1本にかかる利子のみを対象とする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、借受人が取扱金融機関に毎年1月1日から同年12月31日までの間に支払った約定利子（延滞利息等約定償還日を超えたことにより支払うべき利息を除く。）の全額とする。ただし、1円未満の端数が出る場合は、これを切り捨てとする。

- 2 前項の規定に関わらず、利子補給金の額は、一者につき一会計年度毎に10万円かつ総額30万円を限度とする。

(利子補給の期間)

第5条 利子補給期間は、借受人が取扱金融機関から融資を受けた日から3年後の応当日の前日までを限度とする。

(事前申込書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、融資の実行日の属する年の4月1日から同年の12月28日までに熊本市事業承継者に対する利子補給金事前申込書（別記第1号様式。以下「事前申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 利子補給対象融資の返済予定表（写）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査及び採択)

第7条 前条の規定による事前申込書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助対象として採択したときは、熊本市事業承継者に対する利子補給金採択通知書（別記第2号様式）により、当該申込者に通知するものとする。

- 2 補助金の採択の決定は、事前申込書を先着順に審査して予算の範囲内で行うものとする。ただし、同日に到達した事前申込書のうち交付の要件を満たすものが複数ある場合であって、その一部に限って採択せざるを得

ないときは、当該交付の要件を満たす申込みのうちから、抽選により採択をする。

(交付の申込み)

第8条 前条の規定による採択を受けた者は、毎年2月末日までに利子補給金交付申込書兼請求委任兼口座振込依頼書(別記第4号様式。以下「交付申込書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

(1) 前年中に支払った対象融資の借入れに係る利子の額について取扱金融機関の証明する利子支払実績証明書(別記第5号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び交付確定の通知)

第9条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、その内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めるときは、交付決定兼交付確定通知書(別記第6号様式)により申込者に通知する。

(暴力団員等の排除)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、申込者が熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げるもの(第11条第4号において「暴力団員等」という。)に該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(利子補給金の交付)

第10条 市長は、前条の利子補給金の交付決定後、速やかに申込者に対して利子補給金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、利子補給金の交付を受けた借受人が利子補給金に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(3) 対象融資の借入金を融資の目的以外に使用したとき。

(4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(利子補給金の返還)

第12条 市長は、利子補給金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第13条 利子補給金の交付を受けた借受人は、第11条の規定による取消しを受け、利子補給金の返還を請求されたときは、その請求に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、利子補給金の交付を受けた借受人の納付した金額が返還を請求された利子補給金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された利子補給金の額に充てられたものとする。

(他の利子補給金等の一時停止等)

第14条 市長は、利子補給金の交付を受けた借受人が利子補給金の返還を請求され、当該利子補給金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務または事業について交付すべき利子補給金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

熊本県事業承継・引継ぎ支援センター
熊本商工会議所
熊本県商工会連合会
熊本市託麻商工会
熊本市北部商工会
熊本市河内商工会
熊本市飽田商工会
熊本市天明商工会
熊本市富合商工会
熊本市城南商工会
熊本市植木町商工会

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

熊本市事業承継者に対する利子補給金事前申込書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所 〒

商号又は名称
代表者役職・氏名

熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第 6 条の規定により、添付書類を添えて事前申込書を提出いたします。

記

添付資料

- (1) 利子補給対象融資の返済予定表（写）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記第2号様式（第7条関係）

発第 年 月 日 号

様

熊本市長

熊本市事業承継者に対する利子補給金採択通知書

年 月 日付けでお申込みいただいた熊本市事業承継者に対する利子補給金については、熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第7条の規定により下記のとおり採択したので通知します。

記

1. 対象融資名
熊本市中小企業経営向上小口資金 / 熊本市中小企業創業サポート資金
2. 取扱金融機関・支店
3. 融資実行日

<注意事項>

(1) 利子補給金の交付を受けるためには、毎年2月末日までに次の書類の提出を行い、交付決定を受ける必要があります。

- ・ 利子補給金交付申込書兼請求委任兼口座振込依頼書（別記第4号様式）
- ・ 前年中に支払った融資制度の借入りに係る利子の額について取扱金融機関の証明する利子支払実績証明書（別記第5号様式）

(2) 利子補給期間は、最大で融資実行日から3年後の応当日の前日までとなります。

別記第3号様式（第7条関係）

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

熊本市事業承継者に対する利子補給金不採択通知書

年 月 日付けでお申込みいただいた熊本市事業承継者に対する利子補給金については、熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第7条の規定により審査を行った結果、下記のとおり不採択となりましたので、通知します。

記

不採択の理由

別記第4号様式(第8条関係)

利子補給金交付申込書兼請求委任兼口座振込依頼書

年 月 日

熊本市長 (宛)

(申込者)
郵便番号: _____
住 所: _____
商号又は名称: _____
代 表 者: _____ (印)

熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第8条の規定により、対象融資の利子補給金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて提出します。

記

- 1 利子補給交付申込額 _____ 円
(算定基礎)
対象期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
支払利子額 _____ 円
(延滞利息等約定償還日を超えたことにより支払うべき利息を除く。)
補給率 全額

- 2 熊本市が交付する上記利子補給金の請求を熊本市商業金融課長に委任します。なお、利子補給金の受領については、以下の口座名義人の預金口座への振込を依頼します。

金融機関支店名	口座種目	口座番号
	普通・当座	-----
フリガナ		
口座名義		

申込者と同一名義の振込口座を記載してください。

- 3 関係書類
・金融機関の証明する利子支払実績証明書(別記第5号様式)

申込者 ご連絡先	ご担当者氏名	
	ご所属	
	電話番号	

平日9時から17時に連絡可能な電話番号をご記入願います。

事業承継

年 月 日

様

所在地 _____

金融機関
(支店名) _____ 印

利子支払実績証明書

事業承継者に対する利子補給要綱に基づき借入金の支払利子について下記のとおり証明します。

記

1. 借受人 住所(所在地)
氏名(法人名)
2. 融資制度名 _____
3. 借入金額 _____ 千円(年利 _____ %)
4. 借入期間 _____ ヶ月(うち据置 _____ ヶ月)
年 月 日 ~ 年 月 日
5. 証明期間 年 月 日 ~ 年 月 日
6. 支払利子額 _____ 円

(内訳) (単位:円)

借入残高	償還額	償還日	日数	約定利息額	備考(延滞利息)
計					

* 延滞利息がある場合は、約定利息額とは別に備考欄にご記入ください。

住所
事業者名
代表者 様

熊本市長

利子補給金
交付決定兼交付確定通知書

熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第9条の規定に基づき、利子補給金の交付を決定し、また確定しましたので、下記のとおり通知します。

なお、利子補給金は、交付申込書兼請求委任兼口座振込依頼書に指定された口座に送金致しますので、併せて通知します。

記

- 1 利子補給金交付決定兼交付確定額 金 円
- 2 不正行為がなされた場合その他市長が利子補給を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された利子補給金があるときは、その返還及び利子補給金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 3 前項に規定する請求に応じた利子補給金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の利子補給金等があるときは、当該他の利子補給金等の交付を一時停止することがある。
- 4 監査委員が必要と認めるときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 5 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。